限定承認公告

本籍千葉県船橋市田喜野井二丁目二七番、最後の住所千葉県船橋市田喜野井二丁目二七番一三号　被相続人　亡　板倉六二生

右被相続人は平成二十一年三月二十二日死亡し、その相続人は平成二十一年六月三十日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

千葉県八千代市八千代台東三丁目一六番九号　相続財産管理人　板倉　裕之

東京都新宿区四谷一―二伊藤ビル　東京法律事務所　右代理人弁護士　秋山　信彦

限定承認公告

本籍東京都港区白金台五丁目一一番、最後の住所東京都港区白金台五丁目一一番九号パークハウス白金五〇一

被相続人　亡　中島　修身

右被相続人は平成二十一年四月三日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

東京都港区白金台五丁目一一番九号パークハウス白金五〇一

相続財産管理人　中島富美子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市栄区庄戸二丁目六番、最後の住所神奈川県横浜市南区三春台六三番地一一グランドベイヒルズ横浜八一〇

被相続人　亡　大枝　毅

右被相続人は平成二十年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成二十一年七月一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

神奈川県横浜市磯子区新杉田町七番地一一アビシニー新杉田二〇一号

限定承認者　大枝久美子

限定承認公告

本籍神戸市北区桂木四丁目二番地五三、最後の住所神戸市北区桂木四丁目二番地の五三

被相続人　亡　影山　治義

右被相続人は平成二十一年三月四日死亡し、その相続人は平成二十一年七月二日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

神戸市北区桂木四丁目二番地の五三　相続財産管理人　影山　和子

限定承認公告

本籍愛媛県今治市波方町樋口乙七七九番地六、最後の住所愛媛県今治市大新田町五丁目五―四六

被相続人　亡　白石　幸安

右被相続人は平成二十一年四月十五日死亡し、その相続人は平成二十一年七月六日松山家庭裁判所今治支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

愛媛県今治市大新田町五丁目五―四六　相続財産管理人　白石　圭

限定承認公告

本籍大分県別府市大字内成四五五番地一五三、最後の住所大分県別府市大字内成四五五番地の一五三

被相続人　亡　内山　壽雄

右被相続人は平成二十年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十六日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十三日

大分市大字三芳六七九番地の一メゾンエスポワールA二〇二

相続財産管理人　内山　義央

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億八千万円減少し、金八十億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月十四日であり、社員総会の決議は、平成二十一年七月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十年十月九日付官報の号外第二百二十二号百二十二頁に掲載されています。

平成二十一年七月十三日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　東海ホールディング特定目的会社　取締役　長縄　順一

訂正公告

平成二十一年七月六日（号外第一四二号）掲載の株式会社項建の解散公告中、「岡山市中区浜三丁目一〇番四〇号四〇二号室」とあるは「東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月十三日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番三号　株式会社項建　代表清算人　手島　俊彦

訂正公告

平成二十一年七月三日（号外第一四一号）掲載の第五期決算公告（枠組）中、金額の単位「（百万円）」とあるは「（千円）」の誤りにつき訂正します。

平成二十一年七月十三日

大阪府守口市松下町一番一号　パナソニック　バッテリーエレクトロード株式会社　代表取締役社長　小黒　秀祐

取消公告

平成二十一年六月十五日（号外第一二四号）掲載の被相続人　亡　篠田　顕に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告の公告は取消します。

平成二十一年七月十三日

札幌市中央区大通西一一丁目大通藤井ビル八階　相続財産管理人弁護士　市川　隆之

取消公告

平成二十一年六月二十四日（号外第一三三号）掲載の資本金の額の減少公告及び第二十三期決算公告（枠組）中、資本金の額の減少公告のみ取消します。

平成二十一年七月十三日

広島県広島市中区立町一番二四号　有信興産株式会社　代表取締役　橋本　光博

正誤

ページ	段	行	誤	正
六六	二〇	九～一〇	同記載要領	同記載要領
七七	〃	一〇終りから八～七	関係株主　等	関係株主等
〃	〃	六～五	平成21年　改正	平成21年改正
〃	〃	五～四	される　平成	される平成

平成21年旧措置法第66条の90第3項の適用の有無」は「平成21年旧措置法第66条の90第3項の適用の有無」の誤り。

七八　六五ページ終りから七行目の「一〇以後終了」は以後に終了

七八	別表二十㈢の表中	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分（別表二十（三）「8」）	この申告に係る残余財産の分配又は引渡しの額
〃	別表二十㈠の表中	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分（別表二十（三）「8」）	この申告に係る残余財産の分配又は引渡しの額

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十三日付第一四七号

二八ページ●同日付政府調達第一二六号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）